## 国立大学法人東京外国語大学特別 研修制度取扱要領

平成 25 年 7 月 23 日 規 則 第 4 1 号 )

改正 平成 27 年 3 月 24 日規則第 21 号 改正 令和 7 年 3 月 25 日規則第 26 号

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人東京外国語大学特別研修制度に関する規程(平成25年規則第40号。以下「特別研修規程」という。)第12条の規定に基づき、特別研修制度の取扱いに関し必要な事項を定める。

(研修資格)

- 第2条 各部局における申請締切日を起算として、次の各号のいずれかに該当する者については、特別研修の申請はできないものとし、申請後にあっても無効になるものとする
  - (1) 過去1年間に次のいずれかに該当する者
    - ① 1ヶ月以上の病気休暇または特別休暇を取得した者(ただし、業務災害及び通勤 災害による休暇は除く。)
    - ②国立大学法人東京外国語大学職員安全衛生管理規程第17条の規定により、同規程別表に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は変更を受け、同規程第18条の事後措置を受けた者
  - (2)過去3年間に次のいずれかに該当する者
    - ①国立大学法人東京外国語大学職員就業規則第56条から第58条に該当する懲戒 処分または訓告、厳重注意等の矯正措置を受けた者
    - ②休職及び休業をした者(ただし、業務災害及び通勤災害による休職は除く。)
    - ③申請後、合理的理由なくして、辞退を申し出た者
  - (3)過去7年間(6ヶ月を超える特別研修の場合は過去10年間)に6ヶ月以上の出 張又は研修の期間のある者
  - (4) 教員人事評価において、直近2期間の部局個人評価結果が良好未満の者 (特別研修の終了)
- 第3条 特別研修中に前条各号に掲げるいずれかの事項に該当することが明らかとなった 場合は、その時をもって特別研修は終了するものとする。
- 2 部局長が特に必要と認める場合には、特別研修を途中で終了させることができる。 (各部局における決定基準)
- 第4条 各部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には研修者を決定することができない。
  - (1)健康状態に不安があると判断された者
  - (2) その他、部局において不適格と認められる者
- 2 特別研修規程及び本取扱要領に定める研修資格がない者について、各部局において特

に必要と認める場合には、各部局が定める決定基準により、研修者を決定することができる。

(各部局の研修人数)

第5条 各部局における研修人数は、半期(6ヶ月)の特別研修を原則として、次に掲げる表の人数の範囲内とする。

部 局	人数(半期:6ヶ月)
大学院総合国際学研究院	5
大学院国際日本学研究院	2
アジア・アフリカ言語文化研究所	1

- 2 1年間の特別研修は、半期(6ヶ月)2名分として換算する。
- 3 部局長が特に必要と認めた場合は、第1項に規定する人数を超えて特別研修を実施することができる。

(部局等への支援措置)

- 第6条 学長は、以下の経費を毎年度、必要に応じて各部局等へ措置する。
  - (1) 研修支援費 1人あたり 30 万円とし、前条第1項の人数を上限として、実際の人数分の研修支援費を各部局へ配分する。
  - (2) 非常勤講師手当 1人あたり50万円(半期3コマ相当分)とし、前条第1項の人数を上限として、必要に応じて非常勤講師手当を教育アドミニストレーション・オフィスへ配分する。
- 2 前項の経費は、毎年度の予算状況により変動することがある。 (雑則)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、特別研修の取扱いに関し必要な事項は、各部局等 において別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月23日から実施する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。